



# 大規模災害における 自治体協定方針

一般社団法人日本電子機器補修協会

## 目次

### **I, 本指針の目的**

### **II, 大規模災害の定義**

### **III, 本会の対応**

- 1, 国内の災害への支援
  - (1) 平時
  - (2) 災害発生時
- 2, 被災地への情報通信端末貸出までの流れ

### **IV, 貸出機器について**

- 1, 貸出機器の種類
- 2, インストール済みソフト

### **V, 要請の方法**

### **VI, 要請に基づく協力**

### **VII, 引き渡し等に関する事項**

- 1, 機器の運搬、引き渡し
- 2, 車両の通行
- 3, 費用等
- 4, 連絡体制等
- 5, 情報の共有等

### **VIII, 有効期間等**

### **IX, 協議**

## I, 本指針の目的

本指針は、日本国内において大規模災害が発生した際には、一般社団法人日本電子機器補修協会（以下、本会）が被災した自治体への情報通信端末貸出を迅速且つ円滑に行うことを目的とする。

## II, 大規模災害の定義

本指針で定める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、その他の災害であり、多数の人的及び物的損失をもたらし、復旧・復興までに数ヶ月から数年に及ぶ長期間を要することが予想される災害のことを指す。必ずしも「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害に指定された災害に限らない。

## III, 本会の対応

### 1. 国内の災害への支援

#### (1) 平時

災害発生時速やかに情報通信端末貸出(以下、災害支援活動)が展開できるように本会は以下の業務を行う。

- ①災害支援活動に係る各種マニュアル作成、必要に応じた更新。
- ②災害発生時の必要情報通信端末のリストアップと収集方法についての検討
- ③災害支援に関する研修等の企画・実施
- ④常に大規模災害に関する情報収集

#### (2) 災害発生時

- ①災害が発生した場合速やかに災害対策本部を設置
- ②災害対策本部は、本会としての対応方針や支援策を審議し決定
- ③災害対策本部は、災害支援活動の実施にあたっての情報収集及び活動の事務処理を行う

## 2. 被災地への情報通信端末貸出までの流れ

- ①災害対策本部は、協定を締結した被災自治体(以下、協定自治体)からの要請を受け、情報通信端末貸出の期間、貸出台数等を協議し決定する。
- ②災害対策本部は、情報通信端末貸出までに要する期間、交通手段、連絡方法等の調査を行う。
- ③災害対策本部は、調査結果を受け貸出手段を決定する。
- ④災害対策本部は、決定した内容について自治体へ通知する。
- ⑤情報通信端末貸出を行う。

## IV, 貸出機器について

### 1. 貸出機器の種類

貸出する情報通信端末の種類は要請時点で本会が保有する次に掲げるものとする。

- (1)ノートパソコン
- (2)入力機器 (マウス)
- (3)無線 LAN 機器 (親機/子機)
- (4)プリンター

### 2. インストール済みソフト

貸出する情報通信端末へインストールされるソフトは次に掲げるものとする。

- (1)ウィンドウズ 10 正規ライセンス版
- (2)ワープロ、表計算、プレゼンソフト(WPS オフィス)

## V, 要請の方法

協定自治体は、災害時などにおける機器の貸出を実施する上で本会の協力を必要と認めるときは、本会に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力要請を必要とする理由
- (2) 貸出機器名
- (3) 数量
- (4) 引渡(使用)場所
- (5) 貸出期間
- (6) その他参考となる事項

## **VI, 要請に基づく協力**

本会は、協定自治体から前項の要請を受けたときは、可能な限り優先的に貸出機器を供給するものとする。

## **VII, 引き渡し等に関する事項**

### **1. 機器の運搬、引き渡し**

(1)機器の運送経路などは本会と協定自治体が協議の上決定するものとし、引き渡し場所までの機器の運搬は、原則として本会が行うものとする。ただし、本会は運搬が困難と判断した場合は、協定自治体へ連絡し、その指示に従うものとする。

(2)貸出機器の運搬に必要な車両及び人員の確保は、本会がこれを行うものとする。

(3)協定自治体は、貸出機器の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、引き渡しを受けるものとする。

(4)協定自治体は、前項による受領を協定自治体の指定する者に代行させることができる。

(5)本会は、協定自治体又は協定自治体が指定した者に機器を引き渡した場合は、書面により引き渡しが完了した旨を協定自治体に報告するものとする。

### **2. 車両の通行**

協定自治体は、本会が前項の規定により貸出する機器を運搬する車両を、緊急通行車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

### **3. 費用等**

本会が供給した機器の代金及び引き渡し場所までの運搬に係る費用実費は、本会が負担するものとする。

### **4. 連絡体制等**

(1)本会及び協定自治体は、貸出機器の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について常に点検、改善に努めるものとする。

- (2) 本会及び協定自治体は、この協定の実施に関する連絡責任者等をあらかじめ定めておくものとする。ただし、体制が大幅に変更になった場合には、直ちに報告を行うものとする。

## 5. 情報の共有等

- (1) 協定自治体及び本会は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。
- (2) 協定自治体は、必要があると認めるときは、本会に対し、供給可能な機器及び数量等について報告を求めることができる。

## Ⅷ, 有効期間等

- (1) この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年を経過した日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、本会又は協定自治体が協定を終了する旨を書面より通知しない限りは、有効期間満了の翌日から起算して1年間、本協定と同一の条件をもって更新され、以後同様とする
- (2) 本協定の有効期間中でも、協定自治体又は本会が協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協定自治体又は本会は協議の上必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする

## Ⅸ, 協議

本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、協定自治体と本会の協議の上決定するものとする。